

能美市自然エネルギー設備設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、住宅用太陽光発電システム、住宅用定置型蓄電池システム、住宅用風力発電システム及び住宅用薪・ペレットストーブ設備(以下「自然エネルギー設備」という。)の設置に要する経費に対して、予算の範囲内において能美市自然エネルギー設備設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、市内における自然エネルギー設備の導入の促進を図り、もって地球温暖化に対する環境保全を目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅用太陽光発電システム 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線及び逆潮流有で連系した太陽電池の最大出力(当該システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計)が10キロワット未満の未使用の発電設備で電力会社と電力受給契約を締結するものをいう。

(2) PPA 電気を使用者に売る電力事業者と電力の使用者との間で結ぶ「電力販売契約」をいう。

(3) PPA事業者 電力の使用者が電気を使用者に売る電力事業者をいう。

(4) PPAに基づく太陽光発電システム PPA事業者に対して屋根スペース等を提供し、太陽光発電設備の無償設置、運用及びメンテナンスを行うシステムをいう。

(5) 住宅用定置型蓄電池システム 電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置で構成される未使用の設備で電力を供給するために設置するものをいう。

(6) 住宅用V2H充放電設備 電気自動車等と住宅の間で相互に電力を供給できる充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えた機器で未使用のものであり、かつ、国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興

センターにより登録されているものをいう。

(7) 住宅用小型風力発電システム 家庭への電力供給のため、風力による回転運動を発電機に伝えて発電する設備で、発電機の定格出力が200ワット以上の未使用のものであり、電力会社と電力受給契約を締結するものをいう。

(8) 住宅用薪・ペレットストーブ設備 住宅の暖房供給のため、薪又は木質ペレット(間伐材、端材等の木材を粉碎したものを円筒状に固めたものをいう。)を使用するストーブ設備で未使用のものであり、建築基準法及び能美市火災予防条例に適合するものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、自ら居住する市内の住宅に自然エネルギー設備を設置する者又は建売住宅供給者から自ら居住するために市内の自然エネルギー設備付き住宅を購入する個人(以下「設置者」という。)とし、事務所、店舗その他の営業用建物に自然エネルギー設備を設置する場合又は法人である場合は、対象外とする(住宅用薪・ペレットストーブ設備を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げるいずれかの市税等の滞納者は、この補助金の対象者となることは出来ないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表により算定した額とする。

2 補助金の交付は、1棟の建物につき、設備ごとにそれぞれ1回を限度とする。ただし、能美市省エネ住宅促進事業費補助金交付要綱(令和5年能美市告示第41号)の規定による補助金の交付を受けた場合、その対象となった設備については、この告示による補助金交付の対象としない。

(定期報告)

第5条 設置者は、自然エネルギー設備の設置後1年間の発電状況(薪・ペレットストーブ設備は除く。)、消費電力等を所定の様式により報告するものとする。

(交付の申請)

第6条 設置者は、補助を受けようとする場合は、能美市自然エネルギー設備設置補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、能美市自然エネルギー設備設置補助金交付決定通知(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業内容の変更)

第8条 設置者は、補助金の交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容の変更、中止又は廃止の必要が生じたときは、(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第9条 市長は、前条による申請を受けたときは、その内容を審査し補助金交付変更決定通知(様式第4号)、補助金交付(中止・廃止)決定通知(様式第5号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(決定の取り消し)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(実績報告)

第11条 設置者は、補助事業が完了したときは、能美市自然エネルギー設備設置事業補助金実績報告(様式第6号)を、補助事業の完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の申請を受けたときはその内容を審査し補助金確定通知(様式第7号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の通知を受けた設置者は、速やかに能美市自然エネルギー設置補助金(精算)請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 能美市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱は平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則(平成29年4月1日告示第72号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月22日告示第93号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の能美市自然エネルギー設備設置補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に設置した自然エネルギー設備について適用し、同日前に設置した自然エネルギー設備については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月31日告示第100号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の能美市自然エネルギー設備設置補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請のあった自然エネルギー設備の設置について適用し、同日前に申請のあった自然エネルギー設備の設置については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

補助対象設備	補助の内容	補助金額	
		市内事業者を利用した場合	市外事業者を利用した場合
太陽光発電システム	太陽電池の最大出力(小数点第2位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)が3キロワット以上10キロワット未満のもの	一律50,000円	一律25,000円
PPAに基づく太陽光発電システム	太陽電池の最大出力(小数点第2位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)が3キロワット以上10キロワット未満のもの	一律50,000円	一律25,000円
住宅用定置型蓄電池システム	電力を放充電できるものであり、電力変換装置を備えたもの	一律50,000円	一律25,000円
住宅用V2H充放電設備	電気自動車等と住宅との間で相互に電力を供給できるもの	一律100,000円	一律50,000円
住宅用小型風力発電システム	定格出力200ワット以上の風力発電機を対象とする。	設置費用の10パーセント(上限額50,000円)	設置費用の10パーセント(上限額25,000円)
住宅用薪・ペレットストーブ設備		設置費用の10パーセント(上限額300,000円)	設置費用の10パーセント(上限額150,000円)

補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

能美市長 あて

申請者 住所

氏名

電話番号

能美市自然エネルギー設備設置補助金交付申請書

能美市自然エネルギー設備設置補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添え、私の税等関係情報の記録を市長が調査することに同意の上申請します。

記

1 補助対象システムの区分 (いずれかの枠内にレを記入) 及び概要	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム	k w
	型式名・製造者名	
	<input type="checkbox"/> PPA太陽光発電システム	k w
	型式名・製造者名	
	<input type="checkbox"/> 蓄電池システム	
	型式名・製造者名	
	<input type="checkbox"/> V2H充放電設備	
	型式名・製造者名	
	<input type="checkbox"/> 風力発電システム	w
型式名・製造者名		
<input type="checkbox"/> 薪・ペレットストーブ設備		
型式名・製造者名		
2 補助対象経費の総額	円(税込)	
3 補助金交付申請額	円	
4 事業期間	工事着工予定日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日
5 建築の区分	新築住宅に設置 ・ 既築住宅に設置	
6 設置場所	能美市	
※ 能美市消防本部確認欄 (この欄は記入しないで下さい)		

添付書類

- (1) 現況写真
- (2) 経費の内訳が明記されている契約書の写し又は見積書
- (3) 収支予算書
- (4) 住民票

(裏面に続く)

- (5) 設置場所の地図
- (6) 設置機器のカタログ・パンフレット等
- (7) 薪・ペレットストーブ設備の平面図、断面図(内装仕上げ、煙突の構造がわかるもの)
- (8) 市税等完納証明書
- (9) その他市長が必要と認めるもの

様

能美市長

能美市自然エネルギー設備設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった能美市自然エネルギー設備設置事業の補助金については、次の条件を付して金 円を交付することに決定したので通知する。

- 1 この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 この補助金の額は、補助事業が完了した後に確定する。
- 3 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 4 この補助を受けた後、システムの増設による再度の補助は受けられない。
- 5 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- 6 補助事業を変更、中止又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- 7 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 8 補助事業が完了したときは、完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、市長に報告すること。
- 9 設置の翌月から2年間(1年後に途中経過報告)は能美市自然エネルギー設備設置補助金交付要綱第5条による報告をすること。
- 10 以上のほか、能美市自然エネルギー設備設置補助金交付要綱及び能美市補助金交付規則の定めに従うこと。

年 月 日

能 美 市 長 あて

住所

氏名

能美市自然エネルギー設備設置補助金(変更・中止・廃止)承認申請書

年 月 日付能美市指令収能美生活第 号により補助金交付決定のあった能美市自然エネルギー設備設置事業について下記のとおり(変更・中止・廃止)したいので、承認されたく、能美市自然エネルギー設備設置補助金交付要綱第8条の規定により申請いたします。

記

1 補助対象システムの区分

2 (変更・中止・廃止)の理由

3 補助金額	変更前の額	円
	変更後の額	円
	差引(追加・減額)申請額	円

様

能美市長

補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった能美市自然エネルギー設備設置補助金の変更承認申請については、申請のとおりこれを承認し、年 月 日付け能美市指令収能美生活第 号による交付決定通知の記の一部を下記のとおり変更したので、同要綱第9条の規定により通知する。

記

- 1 補助事業に要する経費及び補助金の額を次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
補助金既決定額	金	円
今回(追加・減額)交付額	金	円

- 2 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費の額に対応する補助金の額は、当該変更承認申請書記載のとおりとする。

- 3 変更の対象となった事業の内容は、当該変更承認申請書記載のとおりとし、その他については、年 月 日付け能美市指令収能美生活第 号による交付決定通知のとおりとする。

様式第5号(第9条関係)

収能美生活第 号
年 月 日

様

能美市長

補助金交付(中止・廃止)決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度能美市自然エネルギー設備設置補助金の(中止・廃止)承認申請について、申請のとおりこれを承認し、年 月 日付け能美市指令収能美生活第 号による交付決定通知を(中止・廃止)としたので、能美市自然エネルギー設備設置補助金要綱第9条の規定により通知する。

能美市長 あて

住所

氏名

能美市自然エネルギー設備設置補助金実績報告書

年 月 日付能美市指令収能美生活第 号により補助金交付決定のあった能美市自然エネルギー設備設置事業を下記のとおり実施したので、能美市自然エネルギー設備設置補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 事業収支決算

(単位：円)

収入		支出	
市補助金		機器購入費	
自己負担		設備設置費	
その他		その他経費	
		消費税	
合計		合計	

3 添付書類

- ・対象システムの設置完了調書
- ・設置工事請負契約書、機器に関する売買契約書、工事に関する請負契約書のいずれかの写し
- ・領収書の写し
- ・システムの設置状態を示す写真
- ・北陸電力との電力需給契約書の写し(蓄電池システム、V2H充放電設備、薪・ペレットストーブ設備はの除く。)
- ・太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性(太陽光発電システムのみ)

様式第7号(第12条関係)

収能美生活第 号
年 月 日

様

能美市長

補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった能美市自然エネルギー設備設置補助金交付申請について、下記のとおり確定したので、能美市自然エネルギー設備設置補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

金 円

年 月 日

能美市長 あて

住所
氏名

能美市自然エネルギー設備設置補助金(精算)請求書

年 月 日付け収能美生活第 号により確定通知があった能美市自然エネルギー設備設置補助金として、下記の金額を交付されるよう能美市自然エネルギー設備設置補助金交付要綱第 1 3 条の規定により請求いたします。

請求額 円

(内訳 交付決定額 円)

振込先

銀行 金庫 農協	支店 支所	普通 預金 当座	口座番号	
			口座名義 (カタカナ記入)	